

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 命と健康を守るために、加入者に保険証を渡し、誰もが「払える国保料」に</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>日本の皆保険制度を支える国民健康保険は、加入者の多くが高齢者、無職者、非正規労働者でありながら、加入者の保険料負担率が他の公的医療保険に比べて高く、「構造的問題」として全国知事会からも改善が求められています。滞納の多発、保険証の未更新と財産差押えの増加などの現象が、国保の「構造的問題」から派生していることを共通の認識とし、誰もが「払える国保料」、誰もが「受けられる保険給付」を目指して質問します。</p>	<p>(1) 国民健康保険は「社会保障の一環」と常に認識すべき</p>	<p>① 1958年に全面改定された国民健康保険法において、この法律の目的はどのように規定されているか伺います。</p> <p>② 国民健康保険（国保）はそもそも国庫負担が投入されており、加入者の保険料だけで運営するものではありません。自助や相互扶助では支えることのできない人々の医療保障を図るべく整備されてきた制度であり、「国保は社会保障の一環である」という認識が貫かれていると考えますが、見解を伺います。</p> <p>③ 国保は、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険のひとつです。公的医療保険は世帯主の勤務先や事業所の規模によって異なり、国保の他に「健康保険組合」（組合健保）、「全国健康保険協会」（協会けんぽ）、「共済組合」、「国保組合」があり、これらは「職域保険」と呼ばれています。75才未満で「職域保険」に加入していない人々は、すべて国保に加入することが義務づけられていますが、このような皆保険体制の中で、国保はどのような役割を果たしているか、見解を伺います。</p> <p>④ 国保を含む皆保険体制が実質的に社会保障として機能するためには、国保料を負担できない場合も含めて、すべての加入者が医療を受けられることを保障すべきと考えるが見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 命と健康を守るために、加入者が必要な保険給付を受けられるようにすべき	<p>①2015年度の「国民健康保険実態調査」によると、国保に加入している世帯の所得分布は、「所得なし」世帯が28.4%、所得100万円以下は56.6%、所得200万円以下は79.5%で、約8割の世帯が所得200万円以下となっています。一方で所得に占める一人当たりの保険料負担は国保10%、協会けんぽ7.6%、組合健保5.8%であり、「最も平均所得の低い国保加入者が、最も高い保険料を負担している」という実態が見えてきます。このことについての認識を伺います。</p> <p>②2019年6月1日時点の本市の国保世帯16,366世帯25,154人のうち、滞納は2,492世帯、世帯比で15%が滞納となっています。期限までに国保料を負担できず、滞納となった場合、滞納世帯に対する行政の対応の流れはどうか伺います。</p> <p>③滞納のうち短期保険証交付件数は569件でしたが、交付の条件や交付対象、交付のタイミングなどについて伺います。また、「短期被保険者証交付要綱」はあるか伺います。</p> <p>④滞納世帯の中で、有効期限内の保険証が手元にない人が348人あるが、行政はこの加入者に対してどのように働きかけるのか伺います。これらの人が医療機関を受診したいが、医療費の一時払いが困難と申し出たときどのように対応するのか、また医療機関に実費でかかった場合どうか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 滞納処分・差押えの効果は何か	<p>⑤滞納者の生活実態をよく聞いて、親身に対応する相談・収納活動が重要と考えるが訪問相談の体制及び実施状況を伺います。訪問相談の体制を強化すべきと考えるが、見解を伺います。</p> <p>⑥受診抑制による重症化や死亡事件が全国で発生しています。社会保障の見地から、加入者が国保料の負担ができない場合でも、必要な保険給付が受けられるように保険証を交付し、加入者の手元に届けることが自治体の責務と考えるが見解を伺います。</p> <p>①滞納処分・差押え件数が2017年度17件から、2018年度107件に増えている背景、滞納処分に進む条件、および予告通知などのプロセスを伺います。</p> <p>②差押えの対象の主なものは何か伺います。1か月毎に10万円と、滞納者と生計を一にする配偶者や家族1人に対し4万5千円は差し押さえることができない「差し押さえ禁止基準」は守られているか、また、財産調査の結果、滞納処分の執行停止や、申請または職権による換価の猶予が適切に行なわれたか伺います。</p> <p>③インセンティブが導入された保険者努力支援制度の指標になっている「保険料収納率」への影響、および公費の額への影響はあったか伺います。</p> <p>④差押えの効果は何か伺います。差押えよりも生活再建の相談・支援を優先すべきと考えるが、見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) 命と健康を守るために「誰もが払える保険料」に	<p>①今年度の国保料引き上げの根拠は何か伺います。</p> <p>②今回の引き上げによる影響は、40代夫婦と未成年の子ども2人・所得200万円で、2018年度の保険料は30万2,300円が2019年度は32万8,900円となり、また65才以上74才以下の年金所得100万円で11万5,200円が12万2,600円となりました。そもそも所得に対して高い保険料が更に引き上げられ、暮らしに大きな打撃となっています。国保基金、法定外繰り入れを活用し、保険料軽減をはかるべきと考えるが見解を伺います。</p> <p>③2018年4月からの国保の都道府県単位化の中で、厚労省は「法定外繰り入れ」について、計画的に解消をすべき決算補填目的の法定外繰り入れと、そうでない繰り入れを「区分」した上で、「一般会計からの繰り入れについては、適正におこなうこと」と通知しています。削減・解消を求めている繰り入れはどのようなものか伺います。</p> <p>④世帯員の数に応じて課せられる「均等割」は国保料を「逆進的な負担」にしている元凶です。子どもの数が多いほど国保料が引き上がる「均等割」に対し「まるで人头税だ」「子育て支援に逆行する」という批判が噴出し、全国市長会議も国に対し支援制度の確立と財源確保を求めています。協会けんぽなど他の被用者保険にはない仕組みによって、特に子育て世帯にとって高い保険料となっていることへの認識を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤昨年度から、子どもの「均等割」の独自軽減や、多子世帯の国保料減免など、新しい形の国保料軽減策を導入する動きが各地で起こっています。今年の3月時点で、全国で25自治体、愛知県内で3自治体を実施していますが、一宮市で18歳未満の均等割30%減免、大府市で18年度末までの均等割を1人目20%・2人目50%減免、田原市で未就学児の均等割30%減免を実施しています。本市で、18歳年度末までの均等割30%減免の費用、第3子以降の全額免除の費用はそれぞれいくらかかるか伺います。</p> <p>⑥独自軽減の場合、国保法第77条、加入者に「特別な事情」がある場合、市町村の判断で国保料を減免できるという規定を活用したものです。「子どもがいること」を「特別な事情」と認定すること、そして財源は禁止されていない法定外繰り入れによって、住民負担の軽減をおこなうものですが、本市でもこの規定を活用し、子育て支援の一環として子どもの均等割軽減を行うべきと考えるが見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2. 今年度「拡充された就学援助」項目をただちに適用すべき</p> <p><b>【質問趣旨】</b> 「入学準備金」は、国会質問や全国の運動によって2016年に単価が倍増し、入学前支給も広がりました。本市においても2019年度入学生から入学前支給が始まりましたが、文科省の予算には、2019年度からの就学援助の拡充として、「入学準備金単価を更に引き上げる」「新規に卒業アルバム代を補助対象にする」「中学校の修学旅行費を引き上げる」ことが盛り込まれ、決定しています。本市の就学援助対象者にただちに適用することを求めて質問します。</p>	<p>(1) 入学準備金の入学前支給の状況</p> <p>(2) 2019年度から拡充された就学援助項目を今年度から適用すべき</p>	<p>①入学準備金の入学前支給は、2018年7月時点の文科省調査では、小学校73%、中学校79%でした。本市は今年4月入学の新小中学生からの実施となりましたが、申請から受給までの流れ、および申請件数、受給件数を伺います。</p> <p>②受給後に市内の小中学校に入学しなかったケースや、すでに支給された児童生徒の転入による二重支給など、問題の発生状況を伺います。</p> <p>③就学援助を受給する認定基準の中に、「経済的に困難な場合」がありますが、経済的困難さの算定には生活保護基準額を使用します。次年度入学予定の子どもがいる世帯の生活保護基準額は、子どもを5才で計算するか、6才で計算するかによって変わるため、5才の生活保護基準額で計算した認定基準のほうが6才より低く、受給できる所得層の幅が狭くなります。本市はどちらを基準にしたか伺います。</p> <p>④文科省は就学援助制度について2019年度から拡充をはかり、「入学準備金」の単価を小中学校ともそれぞれ1万円引き上げ、小学校50,600円、中学校57,400円に。また、新規に「卒業アルバム代等」を補助対象とし、小学校10,890円、中学校8,710円を補助します。「修学旅行費」は中学校57,590円を60,300円に引き上げました。今年度の就学援助対象者にこれらの拡充は反映しているか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>②来年度入学の児童生徒に対する入学準備金は、支給時期が2020年2月または3月となり今年度の予算執行となりますが、2019年度当初予算の歳出予算要求書には拡充前の「入学準備金」が掲載されています。2020年度新入学の対象者へは拡充後の入学準備金を支給べきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>③就学援助の認定基準は生活保護世帯の扶助費を基準にしており、本市の場合、基準は1.25倍であり、就学援助が受けられるのはそれ以下の所得層となっています。しかし、所得が1.25倍を超えても経済状況は厳しく、支援を必要とする子育て世帯はさらに広がっていると考えます。子育て世帯への一層の支援強化のために、基準の引き上げを実施すべきと考えるが見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。